

第3章 総務企画部

総務企画部

1. 歴代三役
2. 行政組織図
3. 総合計画
4. 人口ビジョン, まち・ひと・しごと創生総合戦略
5. 公社・公団による団地建設状況
6. 統計調査
7. 国際交流
8. 市民活動団体支援金交付制度
9. 市民活動サポートセンター
10. 広報・広聴
11. 情報化
12. 情報公開
13. 個人情報保護
14. 基幹情報システムの運営
15. 戸籍・住民登録
16. 人事・給料
17. 職員研修

1. 歴代三役

(1) 市長

代	氏名	就任年月	退任年月
1	兼子通純	昭和 42・1	昭和 42・4
2	兼子通純	42・4	46・4
3	仲村和平	46・4	50・4
4	仲村和平	50・4	54・4
5	仲村和平	54・4	58・4
6	仲村和平	58・4	62・4
7	仲村和平	62・4	平成 3・4
8	仲村和平	平成 3・4	7・4
9	大澤一治	7・4	11・4
10	大澤一治	11・4	14・12
11	豊田俊郎	15・1	19・1
12	豊田俊郎	19・1	23・1
13	豊田俊郎	23・1	25・4
14	秋葉就一	25・5	現職

(2) 助役

代	氏名	就任年月	退任年月
1	山崎文吉	昭和 42・1	昭和 42・8
2	藤原弘三	42・10	46・9
3	藤原弘三	46・10	50・9
4	藤原弘三	50・10	54・9
5	富岡秀夫	54・10	58・10
6	富岡秀夫	58・10	62・10
7	富岡秀夫	62・10	平成 3・10
8	富岡秀夫	平成 3・10	7・4
9	芳野彰夫	7・6	10・3
10	松村護	10・4	14・3

代	氏 名	就 任 年 月	退 任 年 月
11	奥 山 智	14・4	16・3
12	武 田 好 夫	16・4	19・3

※ 地方自治法の一部改正により、助役制度に代えて副市長制度を発足。
(平成19年3月31日)

(3) 副 市 長

代	氏 名	就 任 年 月	退 任 年 月
1	武 田 好 夫	平成 19・4	平成 20・3
2	竹 之 内 正 一	20・4	24・3
3	竹 之 内 正 一	24・4	25・7

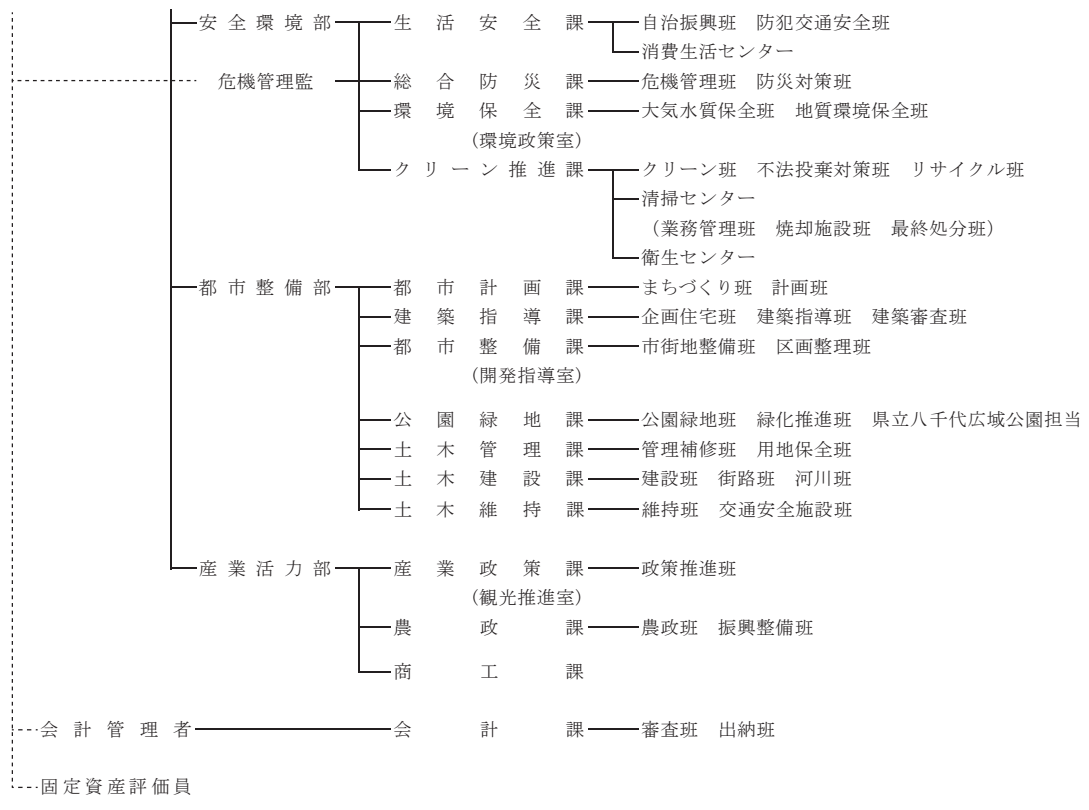
(4) 収 入 役

代	氏 名	就 任 年 月	退 任 年 月
1	花 澤 節	昭和 42・1	昭和 45・2
2	花 澤 節	45・2	49・2
3	花 澤 節	49・2	53・2
4	花 澤 節	53・2	54・10
5	仲 村 壽 治	54・11	58・10
6	大 野 貞 治	58・11	62・10
7	大 野 貞 治	62・11	平成 3・10
8	立 石 光 男	平成 3・11	7・4
9	菅 澤 稔	7・6	11・5
10	奥 山 智	11・7	14・3
11	秋 山 幸 夫	14・4	16・3
12	田 中 芳 夫	16・4	19・3

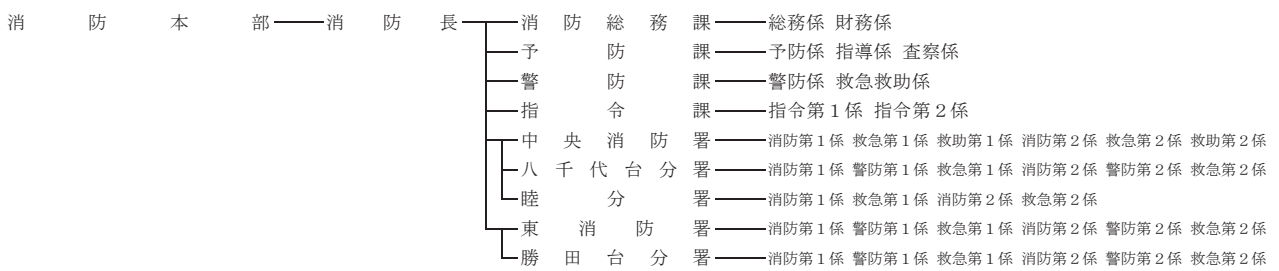
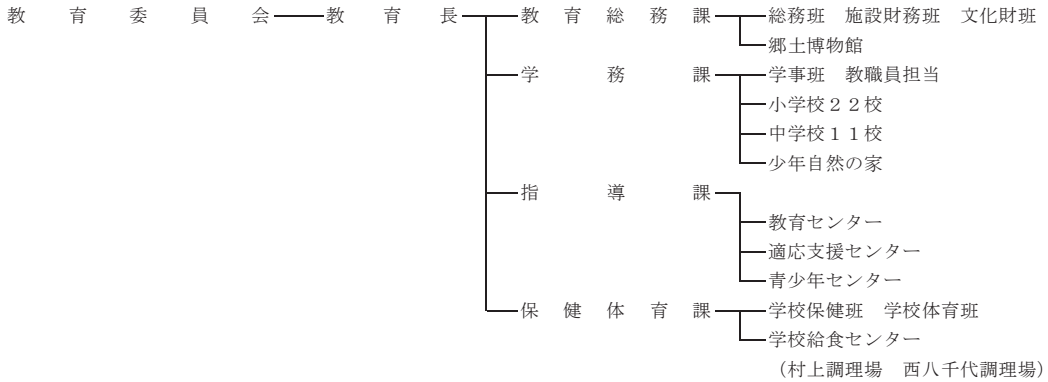
※ 地方自治法の一部改正により、収入役制度が廃止され、同日付をもって退職。
(平成19年3月31日)

2. 行政組織図 (平成28年4月1日現在)

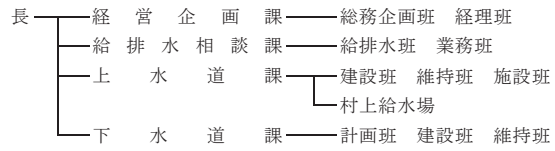




- 議 会 — 事務局 — 庶務課
- 選挙管理委員会 — 事務局
- 監査委員会 — 事務局
- 農業委員会 — 事務局
- 固定資産評価審査委員会 — 事務局



事業管理者——上下水道局——局



〔公益財団法人〕

八千代市環境緑化公社——事務局

八千代市文化・スポーツ振興財団——事務局

〔社会福祉法人〕

社会福祉協議会——事務局

身体障害者福祉会——事務局

3. 総合計画

総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画から構成されており、市民が求める将来の都市像を探り、現況および将来の課題とそれらへの対応の方向を明らかにし、市の総合的な計画行政を推進するため策定しています。

(総合計画の構成)

基本構想	-----	本市のまちづくりを進めていくうえでの基本理念と将来目標および施策の大綱を示し、総合的な行政運営の指針とするものです。 目標年度 平成32年度
基本計画	-----	基本構想を実現するため、まちづくりの基本的な施策を体系的に示す市政の基本的な計画です。 後期基本計画期間 平成28年度～平成32年度 想定人口 平成32年度 200,000人
実施計画	-----	基本計画に基づき、具体的な事業を明らかにしたもの。基本計画に定めたまちづくりの基本的な施策を効果的に実施するための具体的な事業施策を明らかにするとともに、財源の裏付けを伴う市政の具体的な計画です。 後期実施計画期間 平成28年度～平成32年度までの5年間における向こう3か年 ※毎年度ローリングを実施

(基本理念)

『誇りと愛着』

市民の誰もが心からこのまちを愛し、誇りを持ってこのまちに暮らしたいと願う、そんな魅力あふれるまちづくりを推進します。

『共生と自立』

市民やコミュニティの自主的活動を促進し、市民と行政が互いにパートナーとして共に支え合うまち、自立するまちづくりを推進します。

『安心と安全』

市民の誰もが生涯にわたって、いきいきと安心して暮らすことができるまち、快適で安全な生活が送れるまちづくりを推進します。

(将来都市像)

本市の将来都市像を「快適な生活環境とやすらぎに満ちた都市 八千代」と定め、まちづくりの基本目標とします。

(将来都市像実現のための6つの柱)

- ① 健康福祉都市をめざして
- ② 教育文化都市をめざして
- ③ 環境共生都市をめざして
- ④ 安心安全都市をめざして
- ⑤ 快適生活都市をめざして
- ⑥ 産業活力都市をめざして

4. 人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法に基づき、本市における人口動向の分析や人口の将来展望を示す「八千代市人口ビジョン」と、人口減少対策として、平成27年度～平成31年度まで重点的に取り組むべき政策目標・施策を取りまとめた「八千代市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

(1) 八千代市人口ビジョン

わが国の人口は平成20年から人口減少期に突入していますが、本市の人口は現在も増加を続けており、平成27年3月末現在の約19万4,000人から、平成39年には約20万4,000人まで増加が見込まれています。その後は減少に転じ、平成72年には約17万2,000人まで減少し、65歳以上の人口の割合を示す高齢化率は、現在の約24パーセントから約37パーセントになることが予測されています。

平成27年度推計値（平成72年）

	総人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
平成27年	194,438人	27,743人	120,882人	45,813人
平成39年	204,718人(↑)	25,430人(↓)	127,233人(↑)	52,055人(↑)
平成72年	172,013人(↓)	17,808人(↓)	90,357人(↓)	63,848人(↑)

※ 年少人口は0～14歳、生産年齢人口は15～64歳、老年人口は65歳以上

(2) 八千代市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(期間)

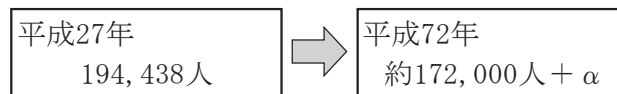
平成27年度から平成31年度までの5か年

(基本理念)

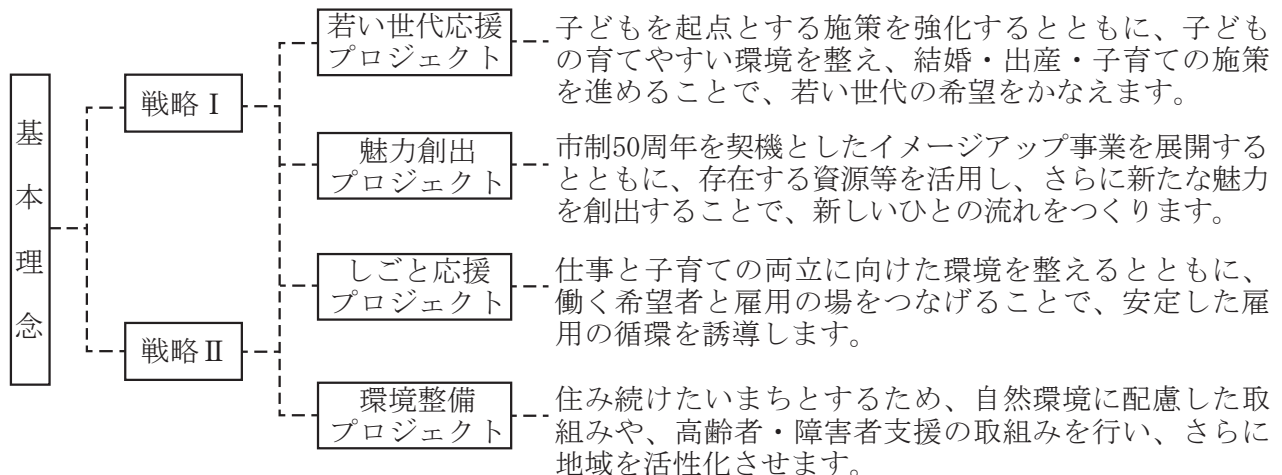
『^{つな}絆がる・創る“和”のまち 八千代』

(目指すべき展望)

人口ビジョンを踏まえ策定した八千代市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる4つのプロジェクトを実施することにより、「まちの創生」「ひとの創生」「しごとの創生」の好循環を確立し、それがしっかりと根づくよう施策を展開することで、人口減少の抑制を図ります。



(総合戦略の主な構成)



5. 公社・公団による団地建設状況

No.	名 称	面 積	計画戸数	計画人口	入居開始	施 工 者
1	八千代台団地	41.9 ha	1,114 戸	4,400 人	昭和31. 4	千葉県住宅供給公社
2	〃	2.4	224	780	昭和32. 1	日本住宅公団
3	八千代台東団地	16.9	546	2,000	昭和40. 10	千葉県住宅供給公社
4	八千代台西団地	6.4	425	1,700	昭和43. 10	〃
5	勝田台団地	117.0	3,760	14,000	昭和43. 10	〃
6	米本団地	30.3	3,020	10,600	昭和45. 8	日本住宅公団
7	高津団地(1次)	49.6	4,052	14,900	昭和47. 5	〃
8	〃 (2次)	0.4	34	129	昭和51. 12	〃
9	村上団地	80.2	4,720	17,000	昭和51. 8	〃
10	ゆりのき台団地	98.4	2,960	12,000	昭和62. 5	住宅・都市整備公団(区画整理)

6. 統計調査

統計は、国や地方公共団体等の行政施策を立案する上での資料として、また、民間の市場調査や波及効果分析などの経済活動における事業資料や個人の意思決定等に不可欠な情報です。

市では、国や県から委託された基幹統計調査等について、統計調査員等の協力を得て統計調査の真実性を確保し、社会の情報基盤として適正かつ公正な統計が得られるよう統計調査の実施に努めています。

(1) 千葉県年齢別・町丁字別人口調査

毎年4月1日現在の住民基本台帳法に基づく登録人口について、各市区町村の年齢別男女別人口並びに、町丁字別の世帯数、男女別人口及び年齢3区分別人口を明らかにし、各種行政施策等の基礎資料を得ることを目的に実施しています。

(2) 千葉県毎月常住人口調査

千葉県内に常住する人口の動態を明らかにし、県内市区町村別人口資料や各種行政施策等の基礎資料として活用するため、市区町村における毎月1日現在の住民基本台帳法に基づく1ヶ月間の移動状況の調査を実施しています。

(3) 教育統計(学校基本)調査

学校に関する基本的事項として、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小中学校、高等学校、専修学校等を対象に、園児・児童・生徒数及び教職員数、卒業後の状況、施設状況等を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的として、毎年5月1日現在で実施しています。

(4) 経済センサス調査区管理

事業所及び企業を対象とする各種統計調査の基礎資料とするために実施する経済センサスの調査区について、平成21年経済センサス-基礎調査で設定した調査区を基に、調査区の見直し及び必要な修正等を、平成27年7月1日を基準日として実施しました。

(5) 平成26年商業統計調査

商業を営む事業所について、業種別、従業者規模別、地域別等に従業者数、商品販売額等を把握し、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的に実施された、平成26年商業統計調査の立地確認作業を行いました。

(6) 平成28年経済センサス-活動調査準備

全産業分野の売上(収入)金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、事業所等の経済活動を全国的及び地域的に明らかにするとともに、事業所等を対象とする各種統計調査の母集団情報を得ることを目的に、平成28年6月1日を基準日として行われる平成28年経済センサス-活動調査を円滑かつ正確に実施するため、調査方法の確認や調査区の設定等の準備を行いました。

(7) 2015年農林業センサス

農林業の生産構造や就業構造等の基本的事項を調査し、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を得ることを目的として平成27年2月1日に実施した、2015年農林業センサスの調査集計結果の整理を行いました。

(8) 平成27年国勢調査調査

国内の人口、世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的に、平成27年10月1日を基準日として、平成27年国勢調査を実施しました。

(9) 統計調査員確保対策事業

各種統計調査員の円滑な確保を図るため、統計調査に従事する調査員の登録を行っています。

また、八千代市に関する統計データや基幹統計調査の結果等について、市のホームページに「八千代市の統計」として掲載しています。

◎平成27年度統計調査事業一覧

調 査 名	所 管	基 準 日	備 考
千葉県年齢別・町丁字別人口調査	千葉県	平成27年4月1日	
千葉県毎月常住人口調査	千葉県	毎月末日	
教育統計（学校基本）調査	文部科学省	平成27年5月1日	
経済センサス調査区管理	総務省	平成27年6月1日	
商業統計調査	総務省 経済産業省	平成26年7月1日	調査員調査
平成28年経済センサス-活動調査準備	総務省 経済産業省	平成28年6月1日	
2015年農林業センサス	農林水産省	平成27年2月1日	調査員調査
平成27年国勢調査	総務省	平成27年10月1日	調査員調査
統計調査員確保対策事業	総務省	年間	

7. 国際交流

(1) 国際姉妹都市交流

市制施行25周年を記念し、アメリカ合衆国テキサス州タイラー市と教育・文化・経済等広く各分野の交流を通じ、両市民の相互理解と友好親善を深め、あわせて両市の繁栄と世界の平和に寄与することを念願し、平成4年5月16日に姉妹都市提携を行いました。

<提携までの経緯>

- | | |
|---------|--|
| 平成元年8月 | 市制25周年記念事業としての国際姉妹都市提携に向け、八千代市国際交流推進懇談会（会長＝大木昌・八千代国際大学（当時））を7月に設置し、国際姉妹都市候補市の選定を依頼 |
| 平成2年9月 | タイラー姉妹都市委員会が日本の都市と姉妹都市提携を希望する書簡を国際親善都市連盟を通じて受理 |
| 平成2年11月 | 国際交流推進懇談会の第5回会議で米国テキサス州タイラー市と同国メリーランド州コロンビア市の2市を候補市として選定 |
| 平成3年1月 | テキサス大学タイラー校のジョージ・ハム学長がタイラー市長からの正式な姉妹都市提携の申入れ書簡を携えて本市を訪問 |
| 平成3年2月 | 国際交流推進懇談会の第6回会議で、八千代市の最終的な国際姉妹都市候補市として、第1順位にタイラー市を選定 |
| 平成3年3月 | 市長は国際交流推進懇談会の結果を受け、タイラー市長に対し、正式な姉妹都市提携の申入れ書簡を送付 |
| 平成3年5月 | 助役を団長とする市職員等の調査団が姉妹都市提携について協議するためタイラー市を訪問 |
| 平成3年10月 | 八千代市議会議員団がタイラー市を訪問 |
| 平成3年12月 | 平成3年第4回定例市議会に姉妹都市協定の締結案を上程
同議会において、全会一致で姉妹都市協定締結案を可決 |
| 平成4年5月 | タイラー市で調印式 |
| 平成4年8月 | 八千代市で調印式 |

<平成27年度の交流事業>

- ① タイラー市から英語指導助手4名を招致
- ② 10回目の訪問となるタイラー市への親善訪問団22名を派遣 平成27年10月14日～19日
八千代市国際交流協会がタイラー市への親善訪問団を組織し、ローズフェスティバルなどの行事に参加し交流を深めた。
- ③ タイラー市において、マーティン・ハインズ タイラー市長は声明文で、「2015年10月15日を八千代市とタイラー市の姉妹都市の日とする」と発表。

(2) 友好都市提携交流

八千代市とタイ王国バンコク都は、平成元年からこども親善大使の派遣・受け入れを通して交流を続けてきました。平成20年、この交流が20年を迎えるにあたり、こども親善大使による交流事業の継続と、教育・文化など多分野にわたる交流の推進を目指して、友好都市提携協定を締結しました。

<提携までの経緯>

平成元年3月	「ふるさと創生1億円事業」を活用して、八千代こども国際平和文化基金を設置
平成元年5月	第1回国際平和作文コンクール実施
平成元年12月	第1回国際平和作文コンクールの入選者6人を、第1回八千代こども親善大使としてタイ王国バンコク都へ派遣
平成3年1月	第2回八千代こども親善大使10人をタイ王国バンコク都へ派遣 以後、毎年10人を派遣
平成4年8月	第1回バンコクこども親善大使6人を受け入れ
平成5年6月	第2回バンコクこども親善大使10人を受け入れ 以後、毎年10人を受け入れ
平成16年4月	歴代八千代こども親善大使の会「ダイラックアン」設立
平成16年11月	バンコク都でも歴代バンコクこども親善大使の会「テップウタイ」設立
平成17年1月	ダイラックアンの呼びかけで、インドネシア・スマトラ島沖地震災害義援金2,016,992円を集め、バンコク都と(財)日本ユニセフ協会へ寄付
平成18年1月	地域づくり総務大臣表彰国際化部門を受賞
平成20年5月	交流20年を記念し、20人のバンコクこども親善大使を受け入れ バンコク都副事務次官がアピラック都知事(当時)の署名の入った協定書とビデオレターを持って来日。5月17日に八千代市で調印式を行う

(3) 八千代こども国際平和文化事業

八千代市は「ふるさと創生1億円」対象事業として、八千代こども国際平和文化基金を平成元年3月に設置しました。この基金は次代を担う子どもたちが世界に目を向け、平和の大切さを知り、他国の文化を尊重する心を養うことにより、世界に貢献する国際人となって欲しいという願いが込められたもので、いわゆる人材育成のための基金となっています。こうしたねらいを達成するため、国際平和への理解、国際文化交流の推進、国際協力の3つの柱により事業を展開しています。

<平成27年度の事業>

(7) 国際平和への理解

- ① 国際平和作文コンクールの実施
- ② 第12回親善大使国際平和展 平成28年2月28日
歴代八千代こども親善大使の会「ダイラックアン」が中心となり開催しました。

(イ) 国際文化交流の推進

- ① バンコクこども親善大使の受け入れ 平成27年5月20日～5月27日
- ② 八千代こども親善大使バンコク派遣 平成28年1月20日～27日

(ウ) 国際協力

互いに協力し、共に参加して取り組む国際協力の在り方を考え、「子どもサミット」と連携を図る第一歩として、八千代子どもサミット中学生委員長からの親書をバンコク側の受入校であるワット・ランブーン学校へ届け、手紙や電子メールによる交流を提案しました。

(4) 多文化交流センター

外国人居住者が安心して必要な情報を得たり相談したりすることができ、またお互いの習慣や文化について理解を深め、国籍を越えた地域住民と交流する施設として、多文化共生社会の構築に向けて地域の連携を図ることを目的としています。

所在地：村上団地2-9-103

開所年月日：平成22年10月1日

施設内容：相談スペース、多目的スペース

利用時間：午前9時～午後5時（通訳の勤務時間 午後1時～午後4時）

休館日：日曜日、祝日、年末年始

<利用者数>

平成26年度：3,351人（1,161件）

平成27年度：3,388人（1,430件）

（ ）内は相談件数

8. 市民活動団体支援金交付制度（1%支援制度）

市民が納めた個人市民税の1%相当額までを、ボランティア団体やNPO法人などの団体の支援に充てることができる制度です。市民が支援対象団体の中から支援したい団体（3団体以内）を選択し、または、全ての支援対象団体を支援することを選択し、届け出をすると、その市民の納めた個人市民税の1%相当額までを、市が補助金として、選択された団体へ交付するもので、“自分の意思で自分の納めた税金の使い道を決められる”制度です。

○実施状況

年度	支援対象 団体数	支援金 交付申請額	届出人数 (有効届出人数)	届出金額	支援金 交付決定額	支援金確定額
25	40団体	7,092,150円	2,214人 (1,966人)	3,686,943円	3,581,996円	3,541,433円
26	35団体	5,843,010円	1,976人 (1,844人)	3,364,000円	3,264,103円	3,226,946円
27	38団体	5,270,690円	1,754人 (1,637人)	3,025,374円	2,740,769円	2,722,872円

9. 市民活動サポートセンター

様々な市民活動を支援する拠点施設として、「交流支援」（利用者相互の交流や他機関との連携の促進）、「活動支援」（事務的な活動の場の提供や相談事業の実施）、「情報支援」（情報収集と発信の場の提供）等の事業を実施しています。

(1) 施設の概要

所在地：ゆりのき台5-30-6

開設年月日：平成14年12月7日

延床面積：241.1㎡

施設内容：情報・展示コーナー、交流サロン、フレキシブルスペース、
ワーキングコーナー

利用時間：日・火・水・金曜日 午前9時～午後5時
土曜日 午後1時～午後9時

休所日：月・木曜日、年末年始（12月29日～1月3日）

(2) 利用状況

年度	利用者数	機器利用者数
25	6,664人	3,579人
26	6,506人	3,437人
27	5,989人	3,116人

10. 広報・広聴

(1) 広報やちよ

創刊は昭和33年8月。昭和45年11月から月2回の発行（1日、15日）になりました。配布は新聞折込とポスティング。市内7駅の広報スタンドにも置いてあります。市ホームページでPDF版も見られます。また、スマートフォン向けアプリ「i広報紙」でもPDF版を配信しています。

(2) 声の広報

月2回、広報紙の内容を朗読した視覚障害者向けCDを作成し、希望する人に郵送しています。朗読は、市民のボランティアサークルの協力により行われています。

(3) 市民便利帳（暮らしのナビブック）

市の業務、制度や施策、テレホンガイド、市内の地図を掲載しています。色や字体に配慮したユニバーサルデザインで作成。転入者及び希望者に配布しています。市ホームページでPDF版も見られます。

(4) パブリシティ

年間8回程度、定例の記者会見を行っています。対象は、船橋記者クラブ加盟の報道機関10社（朝日、毎日、読売、産経、東京、千葉日報、NHK、千葉テレビ、共同通信、時事通信社）。

(5) 市長への手紙（ふれあいメール）

市政に対する意見や要望等を、電子メール、郵便、ファクスでお寄せいただく制度で、必要があるものは市長名で回答します。郵便は所定の用紙と封書を市内の公共施設33か所に設置しています。

(6) インターネット

① ホームページ <http://www.city.yachiyo.chiba.jp>

平成9年8月開設、平成25年4月リニューアル。市からの情報を、「暮らしの情報」、「まちの情報」、「産業・ビジネス」、「市政情報」の4つに分類。暮らしの出来事、新着情報などを掲載。携帯電話用サイトもあります。

② 八千代市Twitter http://twitter.com/yachiyo_shi

防災・緊急情報等を発信しています。

③ やちよ情報メール

登録された人に防災情報、防犯情報、環境情報、火災情報、徘徊高齢者等情報、健康情報、市政情報、イベント情報を配信しています。

(7) 広告付き行政情報モニター（番号案内板）

戸籍住民課窓口等に設置された広告付き行政情報モニター（番号案内板）に、長期2件（6か月）、中期3件（1か月）、短期2件（2週間）合わせて7件の行政情報を掲載しています。

(8) 市役所代表メール

「申請・手続きなどのご質問」、「業務に関するご質問・お問い合わせ」、「個人的な内容のご相談」などをメールでお寄せいただき、電話、文書、電子メールで担当課から回答します。

(9) 「市民対話」

市民参加型の市政運営の一環として、多くの市民の意見を聴き、かつ、市民の市政に関する理解を深めてもらうため、市長自らが市民と直接対面し、意見交換などを行います。

- ① 市長対話 団体・グループを対象に、市長が市の施策等を説明し、意見交換を行います。
- ② 市長講話 団体・グループを対象に、市長が市の施策等について講話を行います。

11. 情 報 化

近年のICT(情報通信技術)の飛躍的な進展は、経済活動や市民生活はもとより、地方自治体の行政運営にも大きな変革を迫っています。

市では、こうした高度情報通信社会において情報化の基本方針と取組内容等を明らかにし、長期的な視点の下に情報化施策を総合的に推進するための指針となる「八千代市第3次情報化基本計画」を策定しています。

(計画の構成と期間)

(1) 基本計画

計画全体の骨子と計画期間における情報化施策の基本的事項を定める。

計画期間 平成28年度～平成32年度

(基本目標)

“ICTを活用した効率的な市政運営への転換と市民に信頼される電子自治体の実現”

(基本目標の実現を目指した3つの柱)

1. 便利で質の高い行政サービスの実現
2. 市民と行政のコミュニケーションの推進
3. 市政運営の効率化と高度化の推進

(基本目標の実現に向けた主な取り組み)

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| 1. 個人番号カードの利活用 | 7. 情報システムの整備・充実 |
| 2. 提供する行政情報等の充実 | 8. システム調達と運用の効率化 |
| 3. 行政サービスの電子化 | 9. 情報通信基盤の整備・充実 |
| 4. ビッグデータの活用 | 10. 個人情報保護・情報セキュリティ対策の充実 |
| 5. 情報交換・交流の推進 | 11. 推進体制の充実 |
| 6. 市民参加の推進 | |

(2) 推進計画

基本計画に基づき、情報化施策を確実に推進していくための、具体的な取組項目を示したものです。計画期間は平成28年度～平成32年度までの5年間における向こう3か年で、毎年度見直しを行います。

12. 情報公開

本市の情報公開制度は、平成3年10月に施行された八千代市公文書公開条例で始まり、今年で25年目を迎えました。

平成11年、制度及び運用面について条例の見直しを行い、平成12年10月から八千代市情報公開条例として、新たなスタートをしました。

制度改正の概要は、

- ① 地方自治の本旨に即した市政を推進する上で、情報公開制度が必要不可欠であること及び市民の知る権利がこの制度を推進する上で大きな役割を果たしたこと等、この条例を制定する理念を前文に宣明したこと
- ② 目的規定に「市政に関し、その諸活動を市民に説明する責務」いわゆる行政の説明責任を明記したこと
- ③ 議会が実施機関となることを定義において規定したこと
- ④ 対象となる公文書の範囲を「組織共用」文書に拡大するとともに、電磁的記録についても対象としたこと
- ⑤ 請求権者を広義の市民、利害関係人から「何人」に拡大したこと、などです。

また、情報公開制度の一環として、平成13年4月から「八千代市審議会等の会議の公開に関する要領」に基づき、審議会や協議会、委員会などの会議を傍聴できるようにしました。

会議公開制度は、情報公開条例と同様に、市の行政運営の公開性を高め、市政への市民参加を一層推進し、公正で開かれた市政の発展を目指すもので、公開された会議の会議録については閲覧に供するとともに、平成20年度からは市ホームページに掲載するようになりました。

さらに、平成15年4月から、市が2分の1以上出資している(財)文化振興財団（現(財)八千代市文化・スポーツ振興財団）など4法人(現2法人)と、市の行政運営と密接なつながりがある(福)八千代市社会福祉協議会、(株)八千代市水道サービスについて、情報公開制度をスタートさせました。

そして、平成17年12月に条例の一部改正を行い、指定管理者制度の導入に伴う指定管理者についての規定を新たに設け、平成18年4月から指定管理者についての情報公開制度をスタートさせました。

また、平成27年12月に行政不服審査法の改正に伴う不服申立て審査手続きについての規定を一部改正し、平成28年4月から改正情報公開条例を施行しました。

●これまでの主な経緯

昭和61年	文書管理（ファイリング・システム）体制の確立
昭和62年	情報公開制度の検討委員会設置
平成2年5月	市民意識調査・職員意識調査を実施
平成2年10月	情報公開制度検討委員会から市長へ検討結果を報告
平成2年11月	情報公開制度懇話会設置
平成3年1月	情報公開制度懇話会から市長へ答申
平成3年3月	公文書公開条例案を議会へ上程、可決
平成3年10月	公文書公開条例施行
平成11年1月	公文書公開審査会において制度見直しの手法等について検討
平成11年5月	市民等からの意見募集
平成11年6月	市民意見発表会
平成11年9月	公文書公開審査会から市長へ「情報公開制度のあり方について」提言
平成12年3月	公文書公開条例を廃止し、情報公開条例案を議会へ上程、可決
平成12年10月	情報公開条例施行
平成13年4月	審議会等の会議の公開に関する要領施行
平成15年4月	出資等法人の情報公開制度を施行
平成18年4月	指定管理者制度の導入に伴う改正情報公開条例を施行 指定管理者の情報公開制度を施行
平成28年4月	行政不服審査法の改正に伴う不服申立て審査手続きについての規定を改正した 改正情報公開条例を施行

平成27年度情報公開制度の実施状況

(1) 公文書開示請求・申出の状況

平成28年3月31日現在

年 度	請 求			申 出			合 計		
	実人数	請求 件数	処理 件数	実人数	申出 件数	処理 件数	人数	請求・申出 受付件数	請求・申出 処理件数
12～24	590	1,374	1,771	16	25	26	606	1,399	1,797
25	147	267	309	1	1	1	148	268	310
26	33	80	118	0	0	0	33	80	118
27	56	98	111	0	0	0	56	98	111

※八千代市情報公開条例 平成12年10月1日施行

※申出は、開示請求対象公文書が、平成3年度以前に作成又は取得されたもの。

(2) 実施機関別公文書開示請求・申出の内訳

平成28年3月31日現在(件)

実 施 機 関	25年度		26年度		27年度	
	請求	申出	請求	申出	請求	申出
議 会	3		2		2	
市 長	279	1	88		75	
総務企画部	7		14		22	
財 務 部	15		12		7	
健康福祉部	14		11		17	
子ども部	6				2	
生涯学習部	12	1	8		2	
安全環境部	9		14		3	
都市整備部	201		19		17	
産業活力部	14		10		5	
会 計 課	1					
教 育 委 員 会	21		9		20	
選 挙 管 理 委 員 会						
監 査 委 員			3		1	
農 業 委 員 会			2		3	
固定資産評価審査委員会						
消 防 長	3		8		2	
水 道 事 業 管 理 者	3		6		8	
合 計	309	1	118		111	

(3) 公文書開示請求・申出の処理状況

平成28年3月31日現在(件)

年度	区分	処 理 状 況						
		全部開示	部分開示	不開示	存否応答拒否	取下げ	却下	合計
12～24	請求	840	551	319	10	51		1,771
	申出	3	10	10		2	1	26
	小計	843	561	329	10	53	1	1,797
25	請求	241	46	12		10		309
	申出					1		1
	小計	241	46	12		11		310
26	請求	59	43	8		8		118
	申出							
	小計	59	43	8		8		118
27	請求	55	40	8		8		111
	申出							
	小計	55	40	8		8		111

(4) 不服申立ての状況

平成28年3月31日現在(件)

年度	区分	件数	処 理 状 況								
			却下	決定取消	検討中	取下げ	情報公開審査会へ諮問		認容	一部認容	棄却
							審査中	審査待ち			
12～24		54		7		5			9	1	32
25		1				1					
26		1								1	
27		1					1				

(5) 会議の公開

平成27年度は、92の審議会等（所管課・室42）が対象で、延べ129回の会議が開催されました。この内、91の会議が公開され、傍聴者は47会議で89名でした。

(6) 出資等法人の情報公開

平成27年度は、（公財）八千代市文化・スポーツ振興財団、（公財）八千代市環境緑化公社、（福）八千代市社会福祉協議会、（株）八千代市水道サービスに対する開示申出はありませんでした。

(7) 指定管理者の情報公開

平成27年度は、オーエンス・TRCグループ、（株）図書館流通センター、八千代市文化・スポーツ振興財団八千代市体育協会共同事業体、（福）佑啓会、（福）八千代市社会福祉協議会、（公財）八千代市文化・スポーツ振興財団、八千代ゆりのき台PFI（株）、（株）セイウン、やちよリーダーファーマーズ、八千代K・I・T運営会に対する開示申出はありませんでした。

13. 個人情報の保護

個人情報保護制度は行政機関や事業者が行政運営や経済活動を行う上で多くの個人情報を持っていることから、その取扱いが適正であるようルールを設け、市民が自分の個人情報をコントロールする権利を定めることで、信頼される市政を目指すものです。

本市では、「電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例」を平成11年4月に「個人情報保護条例」として全面的に改正し、電子計算機処理だけでなく、手作業処理による個人情報の保護を対象に加えるとともに、市内の事業者が保有する個人情報についても自主的に適正な取扱いを行うよう協力を求めるなど、より総合的な制度へと発展させました。

また、平成15年4月から、市が2分の1以上出資している(財)文化振興財団(現財)八千代市文化・スポーツ振興財団)など4法人(現2法人)と、市の行政運営と密接なつながりがある(福)八千代市社会福祉協議会、(株)八千代市水道サービスについて、個人情報保護制度をスタートさせました。

さらに、平成16年3月に条例の一部改正を行い、職員等が個人情報を不正な利益を図る目的で提供した場合などにおける罰則規定を新たに設け、平成16年10月から施行しました。

その後、指定管理者についての個人情報保護制度の導入(平成18年4月)、特定個人情報の取扱いの追加(平成28年1月)等の条例改正を行っています。

●これまでの主な経緯

昭和62年3月	電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例施行
平成7年3月	制度の見直しのため個人情報保護制度検討委員会設置
平成10年2月	個人情報保護制度検討委員会から市長へ検討結果を報告
平成10年3月	検討結果を踏まえ個人情報保護制度懇話会設置
平成10年7月	個人情報保護制度懇話会から市長へ「個人情報保護制度のあり方について」提言
平成10年9月	電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例を廃止し、個人情報保護条例案を議会へ上程、可決
平成11年4月	個人情報保護条例施行
平成15年4月	出資等法人の個人情報保護制度を施行
平成16年10月	罰則規定を追加した改正個人情報保護条例を施行
平成18年4月	指定管理者制度の導入に伴う改正個人情報保護条例を施行 指定管理者の個人情報保護制度を施行
平成28年1月	特定個人情報の取扱い等についての規定を追加した改正個人情報保護条例を施行
平成28年4月	不服申立の審査手続きについての規定を改正した改正個人情報保護条例を施行

平成27年度個人情報保護制度の運用状況

(1) 自己情報の請求状況

平成28年3月31日現在(件)

年 度	開 示 請 求			訂 正 請 求			削 除 請 求			中 止 請 求			合 計		
	実人数	請求件数	処理件数	実人数	請求件数	処理件数	実人数	請求件数	処理件数	実人数	請求件数	処理件数	実人数	請求件数	処理件数
11～24	85	219	287	2	2	2							87	221	289
25	10	10	11										10	10	11
26	9	12	12										9	12	12
27	12	12	12										12	12	12

(2) 開示請求に対する処理状況

平成28年3月31日現在(件)

年 度	処 理 状 況							合 計
	開 示	部分開示	非開示	(うち不存在)	取下げ	非訂正		
11～24	59	41	181	180	6	2	289	
25	7	3	1	1			11	
26	7	4			1		12	
27	5	7					12	

(3) 不服申立ての状況

平成28年3月31日現在(件)

年 度	件 数	処 理 状 況								
		却 下	決定取消	検討中	取下げ	個人情報保護 審査会へ諮問		認 容	一部認容	棄 却
						審査中	審査待ち			
11～24	150							4	3	143
25										
26										
27	1		1							

(4) 出資等法人の個人情報保護

平成27年度は、(福)八千代市社会福祉協議会、(公財)八千代市文化・スポーツ振興財団、(公財)八千代市環境緑化公社、(株)八千代市水道サービスに対する自己情報の開示申出はありませんでした。

(5) 指定管理者の個人情報保護

平成27年度は、オーエンス・TRCグループ、(株)図書館流通センター、八千代市文化・スポーツ振興財団八千代市体育協会共同事業体、(福)佑啓会、(福)八千代市社会福祉協議会、(公財)八千代市文化・スポーツ振興財団、八千代ゆりのき台PFI(株)、(株)セイウン、やちよリーダーファーマーズ、八千代K・I・T運営会に対する自己情報の開示申出はありませんでした。

(6) 個人情報取扱事務登録状況

平成28年3月31日現在(件)

実 施 機 関	登 録 数
議 会	12
市 長	733
総 務 企 画 部	61
財 務 部	34
健 康 福 祉 部	335
子 ども 部	41
生 涯 学 習 部	51
安 全 環 境 部	94
都 市 整 備 部	95
産 業 活 力 部	21
会 計 課	1
教 育 委 員 会	45
選 挙 管 理 委 員 会	9
監 査 委 員	1
農 業 委 員 会	2
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	1
消 防 長	76
事 業 管 理 者	29
合 計	908

個人情報取扱事務登録の主な項目

- ・ 事務の名称
- ・ 事務を所管する組織の名称
- ・ 個人情報ファイルの名称
- ・ 事務の目的
- ・ 対象者の範囲
- ・ 収集理由及び主な収集先
- ・ 電子計算機処理の有無
- ・ 個人情報の記録項目

14. 基幹情報システムの運営

(1) 導入の経緯

昭和57年に電算事務処理の迅速性・正確性を高め、より効率的な電算システムの利用を図るため、事務管理改善委員会を中心に電算委託処理事務の見直しを行うとともに、将来の電算システムのあり方について調査検討を行いました。その結果、将来的な電算利用及びデータ保護対策を進めるためには、自己導入方式による電算利用に移行することが最善であるとの結論に達し、昭和61年度に電子計算機を導入し、住民情報オンラインシステムを始め各種のシステム開発を進め、昭和61年7月より本稼働しました。

しかしながら、この汎用機を利用した基幹情報システムは、長期にわたり運用し、これまで多くの法改正や制度改正に対応したため、複雑化しており、また、汎用機システムを補完するため、クライアントサーバーシステムが導入されたことから、システム連携への対応が必要となるなどの課題が生じました。

このため、ハードウェア・ソフトウェアを保有せず、対象となる業務システムのサービスを調達する方式により、基幹情報システムを再構築することとし、平成24年7月より住民記録・税業務などの新システムが稼働しました。また、平成26年4月より福祉系情報システムの再構築を進め、平成28年2月より新システムを本稼働しました。

(2) 情報システムの推進

かつて時代的な要請であった電子計算機を利用した事務処理の円滑、効率化と市民サービスの向上を図ることは、今では、市政運営上不可欠の前提条件となっています。

本市では、住民情報のシステム化の必要性を早くから認識し、電子計算機導入当初から行政運営上の重要なシステムとして位置づけ、住民記録、税業務等の大量一括処理を中心に順次システム開発を行い市民サービスの向上と、行政運営の迅速化・効率化を図ってきました。

今後は、既存システムの運営管理に止まらず、高度な情報処理技術を背景に多様化・広域化する住民ニーズ等に的確に対応した情報システムの開発、都市としての通信基盤の整備を行い、「個別的な事務処理システムから総合的な事務処理システム」への移行を進め、高度情報化社会にふさわしい総合行政情報システムの形成を目指します。

また、情報技術、環境が激変する中で情報処理システムの運用管理は、現代の情報社会における安全性、安定性、信頼性を支えている根幹であることから、システムの徹底した安全管理と円滑な運用に最大限配慮しています。

なお、電子計算機で処理する大量の個人情報が入目的外に利用されたり、あるいは外部に漏れたりするような事態が発生すると、個人の権利、利益を侵害する恐れがあるので、本市は、個人情報の保護について適切な措置を図るため、「個人情報保護条例」等により個人情報の保護対策を講じています。

(3) 主要機器構成

① 財務会計システム用機器

平成28年4月1日現在

	装置名	台数	型名	性能
サーバー	サーバー機 (HP ProLiant)	2	ML310EGEN8	メインメモリ 12GB 記憶容量 300GB×3 (RAID1)

② 行政情報ネットワークシステム用機器

平成28年4月1日現在

	装置名	台数	型名	性能
サーバー	サーバー機 (PRIMERGY)	2	PYR2521R3N	メインメモリ 16GB 記憶容量 10TB
	サーバー機 (PRIMERGY)	3	PYR208R2N	メインメモリ 16GB 記憶容量 146GB
クライアント	クライアント機 (FMV-A8260)	135	FMVNA7BE4	メインメモリ 2GB 記憶容量 80GB
	クライアント機 (LIFEBOOK A573/G)	800	FMVA03007	メインメモリ 4GB 記憶容量 320GB
	クライアント機 (ESPRIMO D582/G)	10	FMVD0400C	メインメモリ 4GB 記憶容量 250GB
	クライアント機 (LIFEBOOK A540/B)	1	FMVNA3SE	メインメモリ 2GB 記憶容量 160GB
	クライアント機 (LIFEBOOK A561/D)	17	FMVNA5CE	メインメモリ 2GB 記憶容量 220GB
	クライアント機 (LIFEBOOK A572/F)	43	FMVNA7S7	メインメモリ 4GB 記憶容量 320GB
	クライアント機 (LIFEBOOK A574/H)	4	FMVA05007	メインメモリ 4GB 記憶容量 300GB
その他	カラーレーザープリンタ	15	LP-S7100	A4 30枚/分 (モノクロ) A4 30枚/分 (カラー)
	モノクロレーザープリンタ	30	LBP8610	A4 27枚/分 (モノクロ)
	インクジェットプリンタ	24	PX-1200	A4 15枚/分 (モノクロ) A4 8枚/分 (カラー)

③ 総合行政ネットワークシステム用機器

平成28年4月1日現在

	装置名	台数	型名	性能
ネットワーク機器	L G W A N提供設備	1式	LGWANS1	
サーバー	サーバー機 (PRIMEGY RX100)	2	PYR10PR25	メインメモリ 4GB 記憶容量 146GB
	サーバー機 (PRIMEGY TX200)	1	PYR10PR25	メインメモリ 4GB 記憶容量 146GB

(4) 電算処理業務

① 基幹情報システム

システム名	稼働年月
住民票システム	平成24年 7月
印鑑システム	平成24年 7月
外国人システム	平成24年 7月
教育（学齢簿）システム	平成24年 7月
選挙システム	平成24年 7月
国民健康保険資格・賦課・給付システム	平成24年 7月
個人住民税システム	平成24年 7月
法人住民税システム	平成24年 7月
固定資産税システム	平成24年 7月
軽自動車税システム	平成24年 7月
総合収納管理システム	平成24年 7月
総合滞納管理システム	平成24年 7月
総合照会システム	平成24年 7月
行政基本システム	平成24年 7月
課税原票管理システム	平成24年 7月
申告受付システム	平成24年 7月
就学援助システム	平成24年 7月

② 福祉系情報システム

システム名	稼働年月
障害者福祉システム	平成27年 3月
自立支援給付システム	平成27年 3月
重度心身障害者医療費助成システム	平成27年 3月
高齢者福祉システム	平成27年 3月
特定健診等健康管理システム	平成27年 3月
児童手当システム	平成27年 3月
子ども医療費助成システム	平成27年 3月
児童扶養手当システム	平成27年 3月
ひとり親医療助成システム	平成27年 3月
子ども子育て支援システム	平成27年 3月
学童保育システム	平成28年 2月
生活保護システム	平成28年 2月
生活保護システムレセプト管理システム	平成28年 2月
就園奨励費システム	平成28年 2月

介護保険システム	平成28年 2月
後期高齢者医療システム	平成28年 2月
地域包括支援センターシステム	平成28年 2月
児童家庭相談システム	平成28年 2月

③ 内部情報オンラインシステム

システム名	稼働年月
財務会計システム	平成25年10月
行政情報ネットワークシステム	平成14年10月

(5) パソコンの設置状況と処理業務

① 市長部局 748 台 平成28年4月1日現在

部局名	設置台数	主な処理業務
総務企画部	128	人事記録管理、統計処理、住民基本台帳、戸籍管理
財務部	92	公債管理、業者管理、滞納者管理、法人市民税賦課収納、家屋台帳管理
健康福祉部	228	国民健康保険事業報告書作成・財政調整交付金申請、国民年金被保険者資格・保険料納付記録照会、健康診査受診券作成、福祉関連手当支給、生活保護、介護保険
子ども部	70	保育料計算、児童手当等報告書作成、母子保健・予防接種関連、相談受付管理、児童台帳管理、特定健康診査
生涯学習部	187	各種（青少年対策等）資料作成、図書館資料総合管理
安全環境部	20	し尿・塵芥収集管理、不法投棄管理、トラックスケール計量データ管理、設計積算
都市整備部	15	設計積算、建築確認関連、都市計画情報管理、開発事前協議・審査、法定外公共物管理、都市再生街区基準点管理
産業活力部	6	中小企業資金融資、耕作台帳管理
会計課	2	歳入・歳出管理

② 議会・委員会 8 台

部局名	設置台数	主な処理業務
議会	3	議会インターネット中継
選挙管理委員会	3	選挙人名簿抄本管理、選管結果管理、選挙事務支援
農業委員会	2	農家基本台帳異動履歴管理、選挙人名簿管理、証明書発行

③ 教育委員会 48 台

部局名	設置台数	主な処理業務
教育委員会	48	学齢簿管理、教職員研修、栄養献立管理、埋蔵文化財管理、パソコン講習、ホームページ管理、給食管理

④ 消 防 21 台

部 局 名	設置台数	主 な 処 理 業 務
消 防 本 部	21	災害事案管理、救急事案管理、火災統計、危険物・防火対象物施設管理

⑤ 上下水道局 29 台

部 局 名	設置台数	主 な 処 理 業 務
上 下 水 道 局	29	企業会計管理、各種設計積算、水質データ管理、上水道管路管理、各種図面作成、下水道受益者負担金管理

⑥ 全庁的業務システム 1,015 台

シ ス テ ム 名	設置台数	主 な 処 理 業 務
行政情報ネットワークシステム	1,015	インターネット、グループウェア

総設置台数 1,869 台

※教育用機器として市立の小中学校に設置しているパソコンが3,854台
(クライアント：3,733台 サーバー：121台) あります。

15. 戸籍・住民登録

戸籍とは、人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録公証するもので、日本国民について編製され、日本国籍をも公証する唯一の制度です。また、住民登録は、住民票などの発行、小・中学校への就学、選挙人名簿の登録、国民健康保険、国民年金などに関する事務の基礎となるものです。

市では、住民基本台帳の整備をはじめ、住民票の交付、印鑑登録、印鑑登録証明書の交付、戸籍簿の管理・届出受理、謄本・抄本の交付などを行っています。

(1) 支所・連絡所

市民の利便に配慮し6支所、1連絡所を設置しています。支所・連絡所では、戸籍・住民登録・印鑑登録に関する業務、市税及び税外収入の受領、その他関係各課の届出等の取次業務を行っております。また、本庁とオンラインシステムによって結ばれており、どこの窓口でも住民票、印鑑登録証明書、戸籍の謄・抄本などの交付ができるようになっています。

支所・連絡所所在地

支所・連絡所名	所 在 地	職員数
八 千 代 台 支 所	八千代台北1丁目12番地	5 人
八 千 代 台 東 南 支 所	八千代台東1丁目17番1号	4
勝 田 台 支 所	勝田台2丁目5番地1	5
米 本 支 所	米本1359番地	3
高 津 支 所	大和田新田15番地	5
村 上 支 所	村上1113番地1	4
睦 連 絡 所	島田台 756番地	1

(2) 各種事務登録数

各年度末現在

区 分		年 度			
		25	26	27	
戸 籍	本 籍 数	50,204	50,984	51,649	
	本 籍 人 口	128,898	130,365	131,449	
住 民 基 本 台 帳	人 口	男	95,855	96,226	96,815
		女	97,477	98,212	98,556
		計	193,332	194,438	195,371
	世帯数	82,634	83,666	84,858	
外 国 人 登 録 人 口		3,698	3,761	4,131	

(3) 謄抄本・証明書等取扱通数

各年度末現在

年度		25	26	27
区分				
戸籍謄抄本		35,240 通	35,628 通	37,178 通
住民票謄抄本		118,935	110,390	110,349
印鑑証明書		66,150	58,789	58,132
諸証明		15,983	14,745	14,594

(4) 各種事務取扱件数

各年度末現在

年度		25	26	27
区分				
戸籍	出生	1,951 件	1,931 件	1,963 件
	死亡	1,575	1,663	1,727
	転籍	1,227	1,217	1,148
	入籍	321	357	343
	婚姻	1,685	1,612	1,617
	離婚	505	481	483
	法77条の2	197	196	201
	その他	553	623	508
住民基本台帳	転入	9,628	9,688	9,798
	転出	8,876	8,200	8,580
	転居	6,610	5,898	5,778
	世帯変更	2,874	3,144	2,815
	その他	163	24	16
印鑑	登録数	113,789	114,299	114,843
	新規登録	7,889	7,417	7,495
	廃止	9,994	6,907	6,952

(5) 個人番号カードの交付

平成27年度末現在

平成28年1月より個人番号カードの交付を開始した。
個人番号カード交付枚数 5,093枚

16. 人事・給料

(1) 職員の定数と現員

平成28年4月1日現在(単位:人)

区 分	市長部局	議 会	選 管	農 委	監 査	教 委	消 防	上下水道	合 計
事 務 系	579	10	6	5	6	41		31	678
技 術 系	97					2		30	129
栄養士・保育士	155					4			159
技能労務系	38					13		3	54
医療職関係	52								52
教育関係						28			28
消 防 職							210		210
合 計	921	10	6	5	6	88	210	64	1,310
定 数	949	12	6	5	6	117	210	75	1,380

(2) 職員の男女比

区 分	全職員	管理職	
		部長相当職	課長相当職
総数	1,310	132	102
うち男性	890	103	77
うち女性	420	29	25
女性比率(%)	32.1%	22.0%	24.5%

(3) 級別職員数及び給料

平成28年4月1日現在

区 分	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
職 務	部長 次長 管理 者	課長 室長 主幹	補佐 副主幹	主査 係長	主査補	主任主事 主任技師	主事 技師	主事 技師	
職員数(人)	30	102	165	264	100	158	293	198	1,310
構成比(%)	2.3	7.8	12.6	20.1	7.6	12.1	22.4	15.1	100.0
最高給料(円)	438,306	431,383	413,658	438,227	384,938	314,700	256,000	225,400	
最低給料(円)	403,465	379,968	369,950	288,507	302,001	243,500	200,800	149,000	
平均給料(円)	431,137	411,576	393,738	368,232	328,377	266,828	226,943	190,700	

平均年齢 39歳6月

平均給料月額 302,553円

(4) 特別職の給料・報酬

平成28年4月1日現在

職 名		給 料 又 は 報 酬	
市 長		月	946,000 円
副 市 長		月	804,000
教 育 長		月	737,000
事 業 管 理 者		月	718,000
教 育 委 員 会 委 員		月	56,000
選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長	月	44,000
	委 員	月	38,000
	補 充 員	日	9,000
監 査 委 員	代 表 監 査 委 員	月	100,000
	識 見 を 有 す る 者 選 任 委 員	月	80,000
	議 会 選 出 委 員	月	50,000
農 業 委 員 会	会 長	月	53,000
	委 員	月	48,000
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	委 員 長	日	9,000
	委 員	日	8,000
固 定 資 産 評 価 員		月	200,000
投 票 所 の 投 票 管 理 者		回	12,600
期 日 前 投 票 所 の 投 票 管 理 者		回	11,100
開 票 管 理 者		回	10,600
選 挙 長		回	10,600
投 票 所 の 投 票 立 会 人		回	10,700
期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人		回	9,500
開 票 立 会 人		回	8,800
選 挙 立 会 人		回	8,800
国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会	会 長	日	7,500
	委 員	日	7,000
社 会 教 育 委 員 協 議 会	会 長	日	7,500
	委 員	日	7,000
民 生 委 員 推 せ ん 会	委 員 長	日	7,500
	委 員	日	7,000
青 少 年 問 題 協 議 会	会 長	日	7,500
	委 員	日	7,000
市 営 住 宅 等 入 居 者 選 考 委 員 会	委 員 長	日	7,500
	委 員	日	7,000
防 災 会 議	会 長	日	7,500
	委 員	日	7,000
	専 門 委 員	日	7,000

※ 平成27年4月1日から平成29年5月25日までの間「市長、副市長、教育委員会教育長及び事業管理者の給与の特例に関する条例」に基づき、市長685,850円(27.5%)副市長683,400円(15%)、教育長681,725円(7.5%)、事業管理者664,150円(7.5%)に減額中()内は減額率)。

※ 現に在職する教育長が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により、引き続き教育長として在職する場合においては、教育委員会委員長は在職し、報酬月額61,000円を支給する。

職 名	給料又は報酬	
大和田駅南地区土地区画整理審議会	会 長	日 7,500 円
	委 員	日 7,000
特別職職員議員報酬等審議会	会 長	日 7,500
	委 員	日 7,000
通 学 区 域 審 議 会	会 長	日 7,500
	委 員	日 7,000
住 居 表 示 審 議 会	会 長	日 7,500
	委 員	日 7,000
総 合 計 画 審 議 会	会 長	日 7,500
	委 員	日 7,000
都 市 計 画 審 議 会	会 長	日 7,500
	委 員	日 7,000
学校給食センター運営委員会	委 員 長	日 7,500
	委 員	日 7,000
文 化 財 審 議 会	委 員 長	日 7,500
	委 員	日 7,000
交 通 問 題 協 議 会	会 長	日 7,500
	委 員	日 7,000
環 境 審 議 会	会 長	日 7,500
	委 員	日 7,000
市 史 編 さ ん 委 員 会	委 員 長	日 7,500
	委 員	日 7,000
教 育 支 援 委 員 会	委 員 長	日 7,500
	委 員	日 7,000
緑 化 審 議 会	会 長	日 7,500
	委 員	日 7,000
公 民 館 運 営 審 議 会	委 員 長	日 7,500
	委 員	日 7,000
青 少 年 セ ン タ ー 運 営 協 議 会	委 員 長	日 7,500
	委 員	日 7,000
個人情報保護制度運営審議会	会 長	日 7,500
	委 員	日 7,000
個人情報保護審査会	会 長	日 7,500
	委 員	日 7,000
情 報 公 開 審 査 会	会 長	日 7,500
	委 員	日 7,000
廃棄物減量等推進審議会	会 長	日 7,500
	委 員	日 7,000
生 涯 学 習 審 議 会	会 長	日 7,500
	委 員	日 7,000
図 書 館 協 議 会	委 員 長	日 7,500
	委 員	日 7,000

職 名	給料又は報酬	
郷土博物館協議会	委員長	日 7,500円
	委員	日 7,000
スポーツ推進審議会	委員長	日 7,500
	委員	日 7,000
介護認定審査会	委員長	日 27,500
	委員	日 27,500
建築紛争調停委員会	委員長	日 21,000
	委員	日 20,000
名誉市民選考委員会	委員長	日 7,500
	委員	日 7,000
政治倫理審査会	委員長	日 7,500
	委員	日 7,000
入札契約適正化委員会	委員長	日 14,000
	委員	日 13,000
建築審査会	会長	日 7,500
	委員	日 7,000
障害者介護給付費等審査会	会長	日 27,500
	委員	日 27,500
国民保護協議会	会長	日 7,500
	委員	日 7,000
	専門委員	日 7,000
介護保険事業運営協議会	会長	日 7,500
	委員	日 7,000
産業振興審議会	会長	日 7,500
	委員	日 7,000
子ども・子育て会議	会長	日 7,500
	委員	日 7,000
いじめ問題対策連絡協議会	会長	日 7,500
	委員	日 7,000
いじめ問題対策調査委員会	委員長	日 13,000
	委員	日 13,000
上下水道事業運営審議会	会長	日 7,500
	委員	日 7,000
行政不服審査会	会長	日 7,500
	委員	日 7,000

17. 職員研修

(1) 基本的な考え方

社会経済状況の変化とともに、地方分権が進展し、地方公共団体には、高い自主性・自律性を持って、自らの判断と責任のもとに地域の実情に応じた行政運営をしていくことが求められる中、市職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、意欲を持って職務に取り組み、限られた行財政資源で市民ニーズに的確に対応していくために、一人ひとりが、かけがえのない財産、「人材」として育ち、組織が活性化していくことが必要であると考えます。

八千代市においては、人事評価システムを構築するため、「人材育成研修」に取り組んでおり、本年度も、人事評価マニュアルをもとに、職員の能力評価等を進めてまいります。

また、平成25年7月に改定した「八千代市人材育成基本方針アクションプラン」を基に、今後とも、環境の変化や時代の要請に求められる職員を育成するため、研修部門、人事部門が一体となって、職員の育成に力を入れ、体系的かつ計画的に職員研修を実施いたします。

求められる職員像

- * 市民から信頼される職員
- * 責任を持って仕事をする職員
- * 高い見識を有する職員
- * 市民の立場で発想する職員
- * 経費と効果を常に意識する職員

(2) 研修体系

① 職場研修

日常の執務を通じて実務上の必要な知識、技能等を習得させることを目的として実施します。

② 職場外研修

ア. 一般研修

(a) 新規採用職員研修

新たに採用された職員を対象に、職員としての基本的役割と責任を自覚し、職務を正確かつ円滑に遂行させるために必要な知識及び技術の習得を図るほか、職場への適応力を養成します。

(b) 一般職員研修

職務級の2級から4級までの職員を対象に、職務の遂行に必要な知識、技能及び判断力を習得させるとともに市政についての視野の拡大と問題解決能力の向上を図ります。

(c) 管理監督者研修

職務級の5級以上の職員を対象に、管理監督者としての責務を自覚させ、リーダーシップ、意思決定能力等の管理能力を習得させるとともに広範囲にわたる行政識見及び総合的な政策形成能力の向上を図ります。

また、7級以上の職員を対象に、管理者として人材を育成し、組織活力を向上させることを目的として、人材育成研修を実施します。

イ. 特別研修

主として専門的な知識、技能等を習得させ、その実務能力の向上を図ることを目的として実施します。三市合同職員研修、実務研修、管理監督者のためのメンタルヘルス研修、普通救命講習など。

ウ. 派遣研修

国または、他の地方公共団体、研修機関等へ派遣し、職務に必要な知識、技能等の習得を目的として実施します。派遣先は、千葉県自治研修センター、市町村職員中央研修所など。

エ. 視察研修

内国及び外国に先進都市の行政事情について、調査及び研究を行うことを目的としています。

③ 自己啓発

自己啓発は、本人の意欲、主体性があるはじめて可能となるため、職員が自己啓発に取り組みやすい組織風土づくりやきっかけづくりを行います。